

## 個別案件に係る「代執行」に関する報告（船越町）

市内において、敷地内外に物を堆積し、不良な生活環境（いわゆる「ごみ屋敷」）を生じさせている堆積者に対し、平成 30 年 8 月 10 日付で横須賀市不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための条例（平成 29 年横須賀市条例第 39 号。以下「条例」という。）第 11 条に基づく氏名等の公表及び平成 30 年 8 月 24 日正午を期限とする行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 3 条第 1 項に基づく戒告を行いました。

戒告後も繰り返し訪問し、不良な生活環境の解消に向けた働きかけを行っていましたが、不良な生活環境は解消されませんでした。

このため、平成 30 年 8 月 28 日に行政代執行を行いましたので、報告します。

### 1 概況等

#### (1) 対象者

当該建築物に居住する 50 代男性

#### (2) 堆積者の主張等

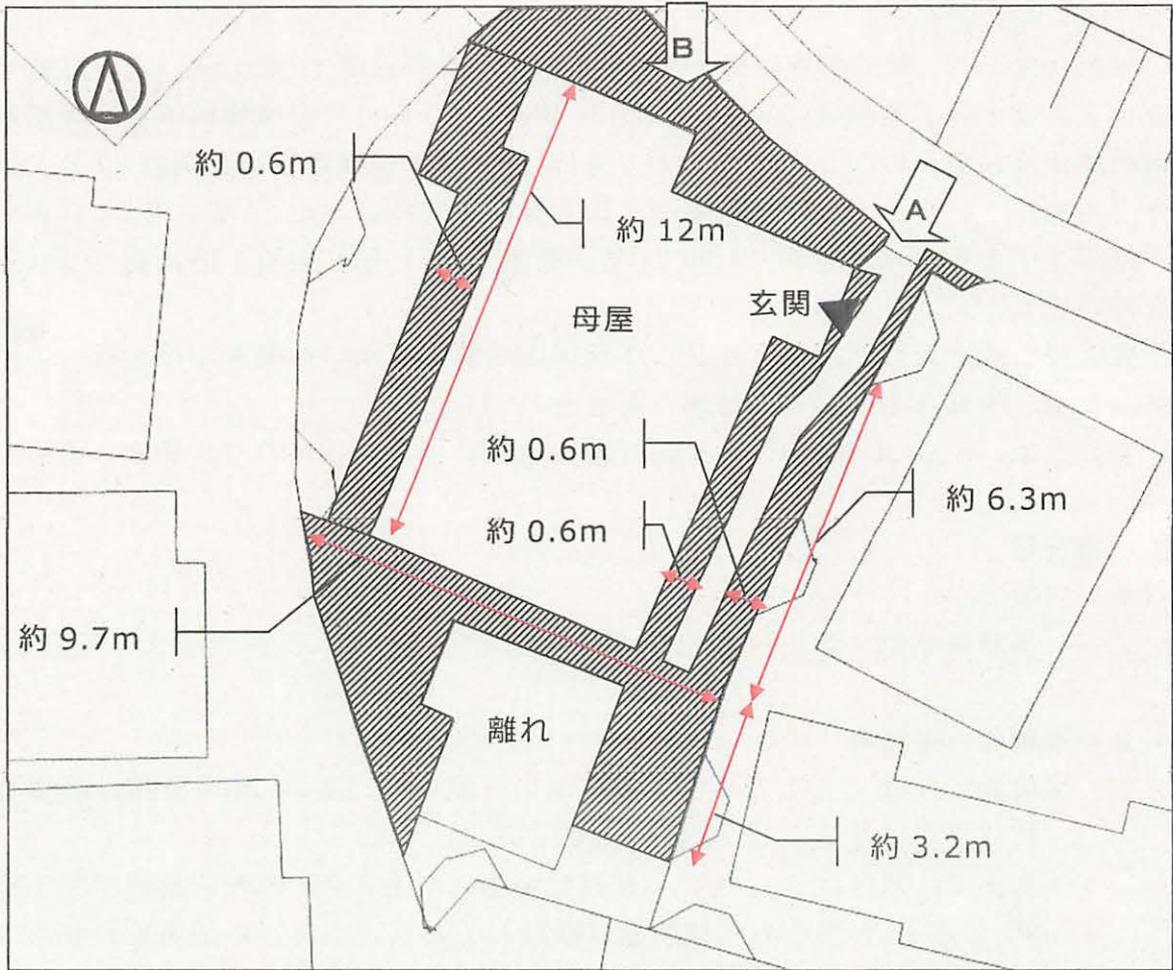
堆積者は、「何とかしなくてはいけないと思っているが、市の支援は必要ない。自分で片づける。」との主張を続けていました。

「夏までに片付ける。」という期限に合意したものの、戒告の期限である平成 30 年 8 月 24 日現在も堆積状態は継続しており、不良な生活環境の改善は見られませんでした。

#### (3) 敷地概況

当該建築物においては、ベランダ及び屋外の玄関側の通路脇両側に南北約 6.3m、幅約 0.6m、建物裏手側に南北約 12m、幅約 0.6m、母屋と離れの間等に南北約 3.2m、東西約 9.7m にわたって物が堆積されており、害虫、ねずみ、悪臭が発生していました。堆積物の中には、ライターや電池がまとめて置かれているなど、火災の発生のおそれもありました。

(敷地概況)



(写真 A)



(写真 B)



(平成30年 8月24日現在)

## 2 経過（8月28日現在）

### （1）概要

平成27年度に通報を受けて以来、市では資源循環部職員を中心に延100回訪問し排出指導、排出支援の申し出、福祉的支援を行いました。

併せて、保健師等も22回訪問し健康上の懸念等に対するケアを行いました。

また、親族による堆積物の搬出や資源循環部による共有地の堆積物の回収を10回にわたり行っていますが、その後も当該地に物を堆積させており、不良な生活環境の解消には至りませんでした。

### （2）指導等の経過

物の堆積状況が改善されず、不良な生活環境の解消に至らなかったことから、条例第9条に基づき、平成30年5月7日付指導及び平成30年5月22日付勧告を行い、不良な生活環境を解消するよう是正を求めましたが、解消にはつながりませんでした。

### （3）生活環境保全審議会からの意見聴取の結果

平成30年7月2日に開催した生活環境保全審議会において、「命令」の手続きに関する意見を聴取したところ、「弁明の機会を付与した上で、必要と認められた場合は、適切に命令を発するよう」意見がありました。

### （4）弁明の機会の付与の結果

平成30年7月3日付で弁明の機会の付与（平成30年7月17日正午期限）を通知したところ平成30年7月17日付で「9月15日迄猶予が欲しい」旨の弁明がありました。これは、従来の主張を繰り返すに留まり、不良な生活環境の解消について、何ら具体的な見通しを示すものではなく、夏までに片付けるとした、堆積者と市との間の合意について、いたずらに期間の延長を求めるものであるため、認めないこととしました。

条例の  
解釈  
必要

### （5）命令の結果

条例第10条第1項に基づき、平成30年7月23日付で不良な生活環境を解消するよう是正を求める命令（平成30年8月6日正午期限）を行ったところ、共有地及び共有地付近の堆積物を一時的に敷地内物置や建物裏手に移動したのみで排出しておらず、害虫、ねずみ、悪臭の発生は継続しており、また火災の発生のおそれは解消されていないなど、命令の内容は履行されませんでした。

(6) 生活環境保全審議会からの意見聴取の結果

平成 30 年 8 月 9 日に開催した生活環境保全審議会において、「代執行」の手続きに関する意見を聴取したところ、次のとおり行政代執行法第 2 条に規定する要件を具備している旨の意見がありました。

- ① 命令の内容が代替的作為義務(他人が変わってなすことのできる行為)である。
- ② 義務者が命令の内容を履行していない。
- ③ 他の手段によってその履行を確保することが困難である。
- ④ その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められる。

(7) 氏名等の公表の実施 → 市報に掲載された

条例第 11 条に基づき、平成 30 年 8 月 10 日付で氏名等の公表を行いました。

(8) 戒告の実施

行政代執行法第 3 条第 1 項に基づき、平成 30 年 8 月 10 日付で命令書所定の措置をとるよう戒告(平成 30 年 8 月 24 日正午期限)を行いました。

(9) 代執行令書の交付

行政代執行法第 3 条第 2 項に基づき、平成 30 年 8 月 27 日付で代執行を行う期日等を通知する代執行令書を交付しました。

(10) 代執行の実施

行政代執行法第 2 条の規定に基づき、平成 30 年 8 月 28 日に代執行(業務委託)を行いました。

ア 代執行により回収したごみの量

燃せるごみ、不燃ごみ	1,430 k g
金 属 類	280 k g
合 計	1,710 k g

イ 堆積者に請求する費用

約 20 万円

(11) 代執行費用の納付命令書の交付

代執行に要した費用を堆積者から徴収するため、納付命令書を交付しました。

納付状況は個人情報等為、  
報告をせず。

(代執行の様子)



(その後状況については非公開)